

兵庫県臨時の任用職員採用試験案内

- ◇受付期間 令和8年1月23日（金）～令和8年2月10日（火）【必着】
 ◇試験日 令和8年2月24日（火）
 ◇勤務場所 本庁
 ◇想定される雇用期間 令和8年4月1日～令和8年9月30日まで（予定）

1 募集職種・職務内容

職種	募集人数	職務内容
総合事務職	1名程度	本庁で行う総合行政事務
林学職	1名程度	本庁で行う林業の振興や森林の整備・保全に関する専門的業務

(注) 1 募集人員は、変更することがあります。

2 受験申込は、上の表のうち1職種に限ります。また、申込書受付後の職種変更は認めません。

2 受験資格

(1) 次の職種を受験する者は、それぞれの受験資格を有する者に限ります。

職種	受験資格
林学職	以下いずれかを満たす者 ①大学、高等学校等において林学系または治山系の学科を修めて卒業 ②本県林学職類似業務に従事した経験を持つ ③①、②と同等と認められる経験を有する

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者（総合事務職に限ります）
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

3 申込方法及び受付方法

(1) 申込方法

- ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「臨時の任用職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送又は持参

- してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。
- イ 自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。
(受験申込書及び自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)
- ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内を電子メールで送付しますので、受験申込書にPDF文書が受信可能なE-mailアドレスを必ず記載してください。
※ 2月18日(水)時点でE-mailが届いていない場合は、(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 申込先・問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県農林水産部総務課総務班(兵庫県庁第1号館6階)
TEL 078-341-7711(代)(内線74278)

4 選考試験方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

※応募書類の選考に通過した方のみ、面接試験の案内を送付いたします。

＜面接試験＞

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。(25分程度)

(2) 面接試験日

令和8年2月24日(火)※試験時間は、申込み後、別途お知らせします。

(3) 試験会場

のじぎく会館(〒650-0003 神戸市中央区中山手通4丁目22番15号)

〔申込者多数の場合、上記以外の試験会場になることがあります。
その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。〕

5 合格発表

令和8年3月上旬頃に兵庫県ホームページ(https://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate3_686.html)に合格者の受験番号を掲載します。

※合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いませんのでご留意下さい。

6 勤務条件等

(1) 月額給与(給料+地域手当)

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区分	月額
高校卒	226,129円(給料月額206,700円、地域手当19,429円[9.4%]※1)～※2
大学卒	259,934円(給料月額237,600円、地域手当22,334円[9.4%]※1)～※2
上限	293,520円(給料月額268,300円、地域手当25,220円[9.4%]※1)

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の9.4%～4.4%です。(神戸市内は9.4%)

※2 行政機関、民間企業等での経験に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定し

ます。なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※ 紹与改定によって手当額等が変わることがあります

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分 (7 時間 45 分×週 5 日)

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます。)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度(有給・無給)の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。